

# 株式交換と株式移転

(レジメ作成：川村真文)

I 背景	2
1 位置付け	2
2 一体化と独自性の両立	2
3 従来の手法との比較	2
株式交換 / 株式移転による完全親会社の創設	3
1 株式交換	3
2 株式移転	3
3 株式交換と株式移転	4
4 簡易な株式交換の手続	14
4-1 要件等	14
4-2 株式交換契約書の記載事項	14
4-3 公告等	14
4-4 株式買取請求権	14
4-5 簡易株式交換ができない場合	15
親会社の株主等の保護（完全子会社以外の子会社にも適用あり。）	15
1 子会社の業務内容等の開示の充実	15
会計帳簿の閲覧等	16
2 監査役の子会社調査権	16
3 検査役の子会社調査権	17
その他	17
1 ワラント、転換社債	17
2 ストック・オプション	17

## I 背景

### 1 位置付け

企業の再編を容易にする。

会社の**合併手続**の簡素合理化と、株主、債権者等に対する情報の開示を充実させる。(平成9年改正)

#### 持株会社の設立

平成9年独禁法改正 それまで原則禁止されていた持ち株会社の設立等が、「事業支配力が過度に集中することになる」場合を除き解禁(9条1項、2項)

持ち株会社：子会社の株式の取得価額の合計額の会社の総資産の額に対する割合が100分の50を超える会社(9条3項)

#### 会社の分割についての法制度

### 2 一体化と独自性の両立

合併

V S .

組織運営面での軋轢と人事面での調整

#### 完全親子会社関係

各会社の独自性と経営戦略面での一体性を確保。

株主がPのみ

- ・ 株主総会の招集通知期間の短縮等による機動的な運営。
- ・ SはPの利益のための活動が可能。
- ・ Sの重要情報開示の問題の回避

### 3 従来の手法との比較

- ・ 財産の移転を伴わない プロセスが簡単
- ・ 資金不要。( 企業買収の新たな手段 )
- ・ 株主総会でok 個別の株主は障害とならない 強制的にP以外のSの株主を排除。
- ・ Pの株主構成の希薄化

Sの株主から公開買付け等の方法により株式取得(買収方式)

V S .

- ・ 買収に応じない株主が残る可能性。
- ・ 個別の買付けにより株価の値上がりを引き起こし、多額の買収資金が必要になる。

Sの株主の対して第三者割当増資を行い、Sの株式の現物出資を受ける。(第三者割当増資方式)

V S .

- ・ 応じない株主が残る可能性。
- ・ 発行予定株式総数の制約があるため(166条1項3号)、Sの全株主に対して第三者割当増資による新株発行を行うことが実際上困難な場合がある。

Pが唯一の発起人となってSを設立し、Pの営業の全部を現物出資(抜け殻方式)

V S .

- ・ 現物出資の対象である営業について調査する検査役の選任及びその調査に時間がかかり、調査の間営業を停止しなくてはならない。
- ・ 営業の譲渡に伴い移転される債権の譲渡につき、原則として、債務者に対する個別の通知又は債務者の承諾が必要となり、不動産の譲渡についても、個別に登記等の対抗要件を具備する必要がある、元本確定前の根抵当権については、根抵当権者の承諾も必要となる。

(資産の移転が生じる)

## 株式交換 / 株式移転による完全親会社の創設

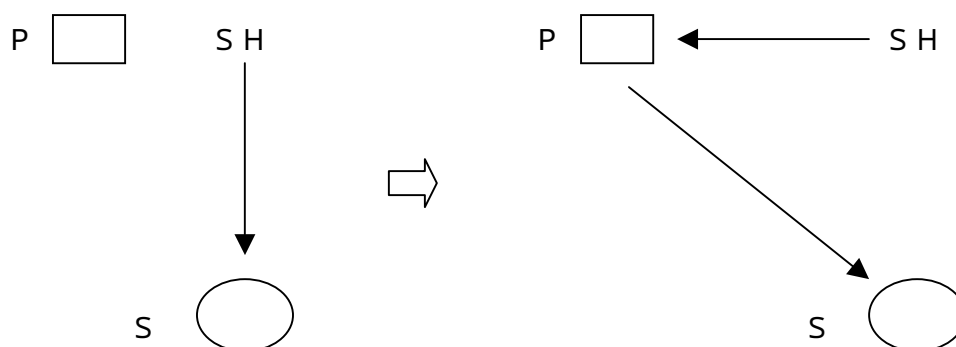
### 1 株式交換

株式会社(P)が株式会社(S)の株主と株式交換(Pの株式とSの株式の交換)を行うことで完全親子会社関係を創設(352条1項)

株式交換により、Sの株主の株式は、株式交換の日にPに移転

Sの株主は、Pが株式交換に際して発行する新株の割当を受けてPの株主となる

(企業グループの再編と企業買収(米国でも企業買収の主たる手法。))

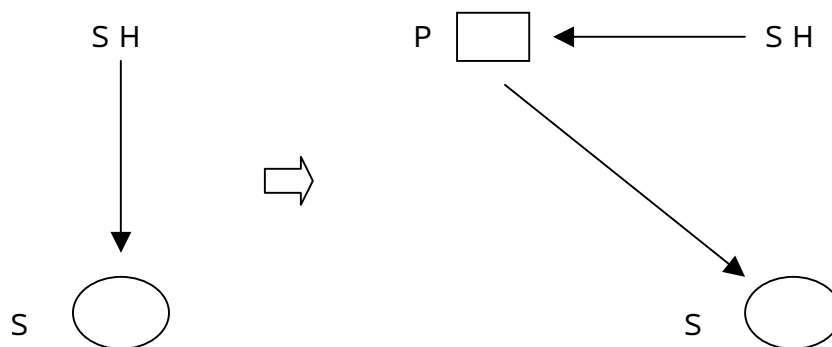


### 2 株式移転

Pを設立するための株式移転(364条1項)

株式移転により、Sの株式は、株式移転により設立するPに移転し、Sの株主は、Pが株主移転に際して発行する株式の割当てを受けてPの株主となる。

( 企業グループの再編 )



### 3 株式交換と株式移転

	株式交換	株式移転
意義	<p>合併類似の組織法上の行為</p> <p>個々の株主の意思ではなく、会社の行為の効果として個々の株主の株式が移転。</p> <p>Sが債務超過の場合は不可。</p> <p>Pの資本の増加の限度額となるSの純資産額が存在しない。 but 評価換えにより債務超過が解消できれば可。</p> <p>会社更生手続中の会社は、更生手続によらなければ行えない。(会社更生法52条1項)</p> <p>3社以上の株式会社間で行うことも可能。(3社以上の会社のうち1社をPとし、他の会社をいずれもSとする場合。)</p>	<p>個々の株主の意思で、会社の行為の効果として個々の株主の株式が移転。</p> <p>Sが債務超過の場合は不可。</p> <p>Pの資本の増加の限度額となるSの純資産額が存在しない。 but 評価換えにより債務超過が解消できれば可。</p> <p>会社更生手続中の会社は、更生手続によらなければ行えない。(会社更生法52条1項)</p> <p>3社以上の株式会社間で行うことも可能。(3社以上の会社のうち1社をPとし、他の会社をいずれもSとする場合。)</p>
税制	<p>一定の要件を満たす株式交換及び株式移転については、株式交換/移転の時点ではその対象である株式の譲渡益について課税せず、株式交換/移転により取得した株式を売却した際に、旧株式の取得価額と売却額との差額について一括して課税。 (租税特別措置法67条の9の2、同法施行令39条の30の2第3項)</p>	<p>一定の要件を満たす株式交換及び株式移転については、株式交換/移転の時点ではその対象である株式の譲渡益について課税せず、株式交換/移転により取得した株式を売却した際に、旧株式の取得価額と売却額との差額について一括して課税。 (租税特別措置法67条の9の2、同法施行令39条の30の2第3項)</p>

<p>手続</p>	<p>株式交換契約書を作成し、 P及びSの株主総会の特別決議による承認（353条1項）</p> <p>例外： <b>簡易な株式交換</b>の場合Pの株主総会は不要（後記4．参照）</p> <p>Sが2社以上 包括契約か別個の契約か。別個の契約とする場合、一方の承認が得られない場合も想定して規定する必要。（ex．定款の目的、授権株式数、増加する資本の額及び資本準備金等）</p>	<p>Sの株主総会の特別決議による承認(365条1項)</p>
-----------	---	---------------------------------

<p>株式交換契約書の記載事項（株式交換の場合） / 株主総会の承認を受けべき事項（株式移転の場合）</p>	<p>株式交換契約書の記載事項（353条2項）</p> <p>Pが株式交換により<b>定款</b>の変更をするときは、その規定（1号） ex. 目的（子会社の事業を追加）、 授権株式数等</p> <p>Pが株式交換に際して発行する<b>新株</b>の総数、額面無額面の別、種類および数ならびにSの株主に対する<b>新株の割当て</b>に関する事項（2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Sの自己株式 Pの株式が割当てられ（211条の2第1項1号）相当の時期に処分（211条の2第2項）</li> <li>・ Pの有するSの株式については割当不可。（352条2項の「移転」の文言）</li> </ul> <p>Pが株式交換に際してする新株の発行に代えて、211条の規定により相当の時期に処分することを要する自己株式（消却目的のものは不可）を、Sの株主に移転する場合、移転すべき株式の総数、額面無額面の別、種類及び数を記載する必要。（356条）</p> <p>Pの増加すべき<b>資本の額及び資本準備金</b>に関する事項（3号）</p> <p>Sの株主に<b>支払をすべき金額</b>を定めたときは、その規定（4号） 割当比率の端数の調整のための株式交付金。</p> <p>各会社において株式交換の承認決議をすべき<b>株主総会の期日</b>（5号）</p> <p><b>株式交換の日</b>（6号）</p>	<p>株主総会（S）の承認を受けべき事項（365条）</p> <p><b>Pの定款</b>の規定（365条1項1号）</p> <p>Pが株式移転に際して発行する<b>株式</b>の種類および数ならびにSの株主に対する<b>株式の割当て</b>に関する事項（2号）</p> <p>割当比率は通常1対1 but 複数のSが共通のPを設立する場合。Sの自己株式 Pの株式が割当てられ（211条の2第1項1号）相当の時期に処分（211条の2、2項）</p> <p><b>Pの資本の額および資本準備金</b>に関する事項（3号）</p> <p>Sの株主に<b>支払をすべき金額</b>を定めたときはその規定（4号） 通常株式移転交付金はなし but 複数のSが共通のPを設立する場合。</p> <p><b>株式移転をすべき時期</b>（5号） 株式移転の登記を除き、株式移転のために必要な法定の手続きをすべて終了する予定日（株券提供公告期間の満了日の予定日）。</p>
--	---	---

	<p>各会社が株式交換の日までに利益の<b>配当</b>又は293条の5第1項の金銭(中間配当)の分配をするときは、その限度額(7号)</p> <p>株式の交換比率に影響</p> <p>(別個の契約 他方の株式交換は交換比率に関係なし。(交換比率はPとSの資産評価で決まる))</p>	<p>Sが株式移転の日までに利益の<b>配当</b>または293条の5第1項の金銭(中間配当)の分配をするときは、その限度額(6号)</p> <p>Sが複数の場合、Pの株式の割当比率に影響</p> <p><b>Pの取締役及び監査役の氏名(7号)</b></p> <p>会社が<b>共同して株式移転</b>によりPを設立するときはその旨(8号)</p>
<p>招集通知の記載事項</p>	<p>株式交換契約書の要領(353条3項)</p>	<p>株式移転の議案の要領(365条3項、353条3項)</p>
	<p>商法特例法の大会社(議決権を有する株主数が1000人以上)</p> <p>議決権の行使について参考となるべき事項として、法務省令(大会社の株主総会の招集通知に添付すべき参考書類等に関する規則)で定めるものを添付。(商法特例法21条の2)</p> <p>参考書類規則第3条(会社提案の場合の記載事項)</p> <p>1 議案が取締役の提出に係るものであるときは、参考書類には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。</p> <p>八 株式交換契約書の承認に関する議案の場合 株式交換を必要とする理由及び商法第三百五十四条第一項の書類の内容</p> <p>九 株式移転に係る事項の承認に関する議案の場合 株式移転を必要とする理由及び商法第三百六十六条第一項の書類の内容並びに第一号に定める事項</p> <p>7 第一項第八号の場合において、株式交換契約書に商法第三百五十三条第二項第一号の規定により定款の変更の規定を記載したときは、その変更の理由をも記載しなければならない。</p> <p>8 第一項第九号の場合において、商法特例法第三条第七項の規定により会計監査人の氏名又は名称について商法第三百六十五条第一項の株主総会の承認を受けなければならないときは、第一項第二号に定める事項をも記載しなければならない。</p>	
<p>株主総会の決議要件</p>	<p>特別決議(<b>発行済株式の過半数</b>に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の<b>3分の2以上</b>に当たる多数をもってする決議。)(353条4項)(365条3項、354条3項)</p> <p>Sの定款に株式譲渡制限がなく、Pの定款に株式譲渡制限が規定される場合、定款変更して株式譲渡制限を規定する場合と同様の決議(<b>総株主の過半数</b>で<b>発行済株式総数の3分の2以上</b>に当たる多数をもってする決議。)(353条5項、6項)(365条2項)</p> <p>Sが数種の株式を発行している場合、株式交換/移転による株式の割当にあたり、株式の種類に従って格別の定めをすることができる(222条3項)が、その結果、ある種類の株主が損害を受けるときは、その種類の株主の総会決議が必要。(346条、345条)</p>	

<p>事前開 示</p>	<p>取締役は、<b>株主総会の日</b>の<b>2週間前</b>から<b>株式交換 / 移転の後6月</b>を経過するまで（株式交換 / 移転無効の訴えの提起期間）の間、</p> <p>株式交換契約書 / 株式移転の議案の<b>要綱</b>（1号）</p> <p>株式交換 / 移転<b>比率の理由書</b>（2号）  企業価値の算定方法（純資産評価方式、株価比較方式（市場価格方式、類似業種比準方式、類似業種比準方式等）、収益力比較方式、以上の併用方式等）、算定の基礎とされた数値及び算定の結果等</p> <p>S（及びP（株式交換の場合））の<b>貸借対照表</b>（3号、4号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 承認総会の前6月内の日を基準日として作成されたもの。（資産の評価換えも可）</li> <li>・ 最終の決算貸借対照表。</li> </ul> <p>S（及びP（株式交換の場合））の<b>損益計算書</b>（5号、6号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終の貸借対照表に対応する損益計算書。</li> <li>・ 3号の貸借対照表とともに損益計算書を作成したときはそれも開示</li> </ul> <p>を本店に備え置き、株主の閲覧に供する。（354条1項）（366条1項）</p> <p>株式交換 / 移転の可否、条件の当否、株式買取請求権行使の要否等の判断。  株式交換 / 移転無効の訴えの提起についての判断。</p> <p>株主の閲覧権、謄本又は抄本の交付要求権。（354条2項、366条2項）</p> <p>債権者には閲覧権なし。  各会社の財産状況に変動なし。</p>
------------------	---



<p>Sの株券の失効手続</p>	<p>Sは、株式交換/移転の承認の決議をしたときは、  その旨  株式交換の日の前日まで（株式交換の場合）又は1月を下らない一定の期間内（株式移転の場合）に、株券および端株券を会社に提出すべき旨  株式交換/移転の日において株券および端株券は無効となる旨  を（株式交換の場合は株式交換の1月前に）公告し、かつ、株主及び株主名簿に記載のある質権者に各別に通知（359条）（368条）</p> <p>株式交換/移転の日までに株券を提出した株主については、Sが作成する名簿に記載され、その名簿がPに引き渡され、これに基づいてPの株券が交付される。（実務上）  株式交換/移転の日までに提出されなかった株券は、Pの発行する新株券の交付請求権を表章する有価証券としての効力を有する。</p> <p>株券を提出することができない場合</p> <p>会社は、その者の請求により、利害関係人に対して異議があればこれを述べるべき旨の公告をして、その期間内に異議がなければ、新株券を交付することができる。（359条2項、216条）（368条2項、216条）</p> <p>PがSの株券を求めるときは新たに株券が発行される。（発行年月日の記載（225条）失効した株券と区別できる。）</p>
<p>株式移転の登記</p>	<p>株式移転をしたときは、  Pの本店所在地においては2週間、支店の所在地においては3週間内に設立の登記。（369条、188条）  株式移転は、本店所在地における登記のときに効力を生じる。（370条）</p> <p>登記手続：  Pの代表者となる者がする。（商業登記法89条の3第2項、55条1項）</p> <p>添付書類：  株式移転の承認総会の議事録  Sの登記簿謄本  Pの定款  取締役、代表取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面  名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面  Pの資本の限度額を証する書面  Sにおいて株券の提供公告をしたことを証する書面</p>

<p>事後開示</p>	<p>取締役は、<b>株式交換 / 移転の日から 6 月間</b>、  株式交換 / 移転の日( 株式交換 / 移転無効の訴えの提起期間の起算日 )( 株式移転の日 = 株式移転の登記がなされた日 )  その日において S に現存した純資産額 ( P の資本増加の限度額 )  株式交換 / 移転により P に移転した S の株式の数 ( P の有する S の株式は含まれない。 )  その他株式交換 / 移転に関する事項 ( e x . 株式交換 / 移転手続の経緯、反対株主の株式買取請求権が行使された場合の株主数、簡易株式交換を行った場合の反対株主の数等 )  を記載した書面を本店に備え置く。( 3 6 0 条 1 項 )( 3 7 1 条 3 項 )   株主の閲覧権、謄本又は抄本の交付要求権。( 3 6 0 条 2 項 )( 3 7 1 条 3 項 )</p>	
<p>株主の株式買取請求権</p>	<p>株式交換契約 / 移転承認のための株主総会に先立ち、これに<b>反対の意思</b>を会社に対して書面で通知し、かつ、その株主総会において反対した株主は、会社に対して、自己の有する株式を公正な価格で<b>買い取るべきことを請求</b>することができる。( 3 5 5 条 1 項 ) ( 3 7 1 条 3 項 )</p> <p>S ( 及び P ( 株式交換の場合 ) ) の株主は、その交換 / 移転比率等の条件によっては不利益を受ける可能性がある。</p> <p>S ( 又は P ( 株式交換の場合 ) ) は、買取請求により自己株式を取得し、相当の時期に処分。( 2 1 0 条 4 号、2 1 1 条 )  S の取得した自己株式は、株式交換により P の株式が割当てられ ( 2 1 1 条の 2 第 1 項 1 号 ) 相当の時期に処分。( 2 1 1 条の 2 第 2 項 )</p> <p>株式買取請求の手続、買取価格の決定、買取代金の支払方法、営業譲渡等を中止した場合の買取請求権の失効等の規定 ( 2 4 5 条の 3、2 4 5 条の 4 ) は、株式交換 / 移転の場合に準用。( 3 5 5 条 2 項 )( 3 7 1 条 3 項 )</p>	
<p>P の資本増加の限度額</p>	<p>X : 株式交換の日における S の純資産額  Y : S の株主に支払うべき金額及び株式交換新株に代えて S の株主に移転される P の株式につき会計帳簿に記載された価額の合計額 ( P の財産がその分減少する。 )  Z : P に移転する株式数 ( P の有する S の株式は含まれない。 )  W : 株式交換の日における S の発行済み株式総数</p> <p>P の資本増加の限度額 = <math>X \times Z / W - Y</math>  ( 3 5 7 条 )</p>	<p>X : 株式移転の日における S の純資産額  Y : S の株主に支払うべき金額</p> <p>P の資本の限度額 = <math>X - Y</math>  ( 3 6 7 条前段 )</p>

	<p>Pが株式交換/移転に際して額面株式を発行するときは、1株の金額にその株式の総数を乗じた額は、資本に組み入れなくてはならない。(357条、367条)</p> <p>Pの資本増加の限度額が現実に増加するPの資本の額を超えるときは、その超過額は資本準備金として積み立て。(288条の2第1項2号、3号)</p>	
<p>資産の評価替え</p>	<p><b>第285条ノ7(暖簾の評価)</b>  暖簾ハ有償ニテ譲受ケ又ハ合併ニ因リ取得シタル場合ニ限り貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得  此ノ場合ニ於テハ其ノ取得価額ヲ附シ其ノ取得ノ後五年内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス</p> <p><b>株式交換/移転貸借対照表のレベル：</b>  評価替えやのれんの計上によって公正な評価を図ることは許される。</p> <p>株式交換/移転の当事者となる各会社はどれだけの価値を持つかということと比較するためのもの。</p> <p><b>Pの資本増加の限度額の決定のレベル：</b>  資本充実・債権者保護の観点からのれんの計上は許されない。</p> <p>資産の評価替えにより配当可能利益が変わり資産の流出がおこるが、合併と異なり債権者保護手続がなく、現物出資による新株発行と異なり検査役による調査もない。  c f .  現金による買収の場合はのれんの計上が可能。</p> <p>のれんの対価が現金により明確に買収契約上示され、株式を対価とする株式交換の場合より濫用的計上がなされる恐れが少ない。  商法285条の7の「有償」という文言にもなじみやすい。</p> <p><b>Sの決算貸借対照表のレベル：</b>  自己発生ののれんの計上を認めることになり許されない。</p>	
<p>Pの取締役等の任期</p>	<p>Pの取締役及び監査役で株式交換前に就職したものは、株式交換契約書に別段の定めがあるときを除き、株式交換後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結のときに退任(361条)</p> <p>新たにPの株主となるSの株主の意思に基づいて選任されたものではない。</p>	

<p>準用規定</p>	<p>362条、371条</p> <p>端株の処理に関する規定の準用（1項）：  株式交換 / 移転に際して、Pの株式の割当てに関する準備行為としてSの株式を併合する場合に生じる端株の処理。</p> <p>質権の物上代位等に関する規定の準用（2項）：  株式を併合しない場合においてSの株式を目的とする質権に準用。  Sの株式上に存していた質権の効力はPの株式上に存続。  Sの株式の登録質権者は、Pに対して、Sの株主が受けるべきPの発行する株券等の引渡しを求めることができる。</p>	
	<p>株券失効の手続きに関する規定の準用（362条3項、350条1項および3項）：  Pが株式交換により定款を変更して株式の譲渡制限の定めを設ける場合。</p>	

<p>株式交換 / 移転無効の訴え</p>	<p>法律関係の画一的確定、遡及効の阻止、無効主張の可及的制限のため、株式交換 / 移転無効の訴えの制度。( 3 6 3 条 )( 3 7 2 条 )</p> <p>P 及び S につき新たな法律関係が形成されその利害関係人も多数に上る</p> <p><b>提訴期間：</b>株式交換 / 移転の日から 6 月内 ( 1 項 )</p> <p><b>無効原因の例：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式交換契約の欠陥 ( 錯誤や記載事項の欠如 )</li> <li>・ 事前開示の懈怠</li> <li>・ 承認決議の不存在</li> </ul> <p><b>株主総会決議取消の訴え等と株式交換 / 移転無効の訴えとの関係：</b> 株式交換 / 移転の効力が発生する前までは、株主総会決議取消の訴えまたは株主総会決議無効確認の訴え。 株式交換 / 移転の効力発生後は、株主総会決議取消の訴え等は、株式交換 / 移転無効の訴えに吸収され、提起することができない。株式交換の効力発生前に提起された株主総会決議取消等の訴えは、株式交換 / 移転無効の訴えに変更。</p> <p><b>提訴権者：</b> 各会社の株主、取締役、監査役または清算人 ( 3 6 3 条 2 項 ) × 破産管財人、更生管財人 × 監査特例法上の小会社の監査役 ( 監査特例法 2 5 条 )</p> <p>更生手続中の会社が株式交換をした場合は、株式交換無効の訴えを提起することはできない。( 会社更生法 2 5 7 条の 2 第 3 項 )</p> <p>取締役が訴えを提起した場合、その訴えについては、監査役 ( 2 7 5 条の 4 ) 又は取締役会もしくは株主総会が定める者 ( 監査特例法 2 4 条 1 項、 2 項 ) が会社を代表。</p> <p>複数の者が提訴した場合は、類似必要的共同訴訟。 被告は双方の会社 ( P と S ) であり、固有必要的共同訴訟。</p> <p><b>管轄裁判所：</b>P の本店所在地の地方裁判所の専属管轄 ( 3 6 3 条 3 項 )</p> <p><b>無効判決の効力：</b> P は株式交換新株又はこれに代わる自己株式の現在 ( 無効判決確定時 ) の株主に対して、S の株式を移転。( 3 6 3 条 4 項 ) P が S の株式を他に移転している場合は金銭で処理。</p> <p><b>準用規定 ( 3 6 3 条 5 項 )：</b> 口頭弁論・弁論等の併合・訴え提起の公告 ( 1 0 5 条 ) 無効判決の第三者に対する効力等 ( 1 0 9 条 ) 設立無効の登記 ( 1 3 7 条 ) 株主の担保提供義務 ( 2 4 9 条 ) 新株発行無効判決の効力 ( 2 8 0 条の 1 7 ) 質権の効力 ( 2 0 8 条 ) 登録質権者の株券等引渡請求権 ( 2 0 9 条 3 項 )</p>
-----------------------	---

#### 4 簡易な株式交換の手続

Sの規模が小さい場合（ Pの株主に与える影響が軽微）のPにおける簡易な手続（358条）

##### 4-1 要件等

**Pが株式交換に際して発行する新株の総数**（株式交換新株に代わるPの自己株式を含む（358条2項））がそのPの発行済株式の総数の20分の1を超えず（簡易合併の場合と同じ（413条3項））

**Sの株主に支払う株式交換交付金の額**が最終の貸借対照表によりPに現存する純資産額の50分の1を超えない場合（ 交付金を払って株式交換新株を少なくする脱法行為を阻止。）

Pにおいて、株主総会の承認は不要（358条1項）で、取締役会決議だけでok。

##### 4-2 株式交換契約書の記載事項

株主交換契約書に、Pについて株主総会の承認決議を得ないで株式交換をする旨を記載。

この場合、Pの定款変更の記載は不可。（358条3項）

##### 4-3 公告等

Pは、株式交換契約書を作成した日から2週間内に、Sの商号、本店、株式交換の日並びに株主総会の承認決議を得ないで株式交換をする旨を公告し、または株主に通知。

（358条4項）

株主の株式買取請求権（358条5項）行使の機会を保障。

株式交換契約書等の備置きは、この公告または通知の日（本来は株主総会の2週間前）から行い、備え置くべき株式交換貸借対照表は、この公告または通知の日（本来は株主総会）の前6月内に作成したものでなくてはならない。（358条9項）

##### 4-4 株式買取請求権

公告又は通知の日から2週間以内に会社（P）に対して書面をもって株式交換に**反対の意思を通知した株主は**、自己の株式を株式交換契約がなければ有すべき公正な価格で**買い取るべき旨を請求**できる。（358条5項）

その請求は、株式交換に反対の意思を通知することができる期間の満了の日から20日以内に、株式の額面無額面の別、種類および数を記載した書面を提出して行う。（6項）

尚、株式の価格決定の手続、株式買取請求権の失効等に関する商法の規定（245条の3第2項～5項、245条の4）の準用。

#### 4-5 簡易株式交換ができない場合

Pに対して書面で株式交換に反対の意思を通知した株主の有する株式がPの発行済株式総数の6分の1（ $1/2$ （出席） $\times 2/3$ （議決））以上である場合。（358条8項）

株主総会を開催してもその承認が得られない可能性がある。

親会社の株主等の保護（完全子会社以外の子会社にも適用あり。）

#### 株主権の縮減

（従前Sの株主でなくなる Sの株主としての権利行使不可 Pの取締役を通じてのみSの経営に關与。）

（ Sについての株主代表訴訟<sup>1</sup>の問題）

#### 1 子会社の業務内容等の開示の充実

株主総会議事録	取締役会議事録	定款、株主名簿、端株原簿、社債原簿	計算書類（貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益の処分または損失の処理に関する議案）
244条4項、263条4項、有限会社法41条	260条の4第4項、有限会社法28条の2	263条4項、有限会社法28条3項	282条3項、有限会社法43条の2第2項、監査特例法15条

#### <sup>1</sup> 第267条（株主の代表訴訟）

六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主ハ会社ニ対シ書面ヲ以テ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ノ提起ヲ請求スルコトヲ得

(2) 会社ガ前項ノ請求アリタル日ヨリ三十日内ニ訴ヲ提起セザルトキハ前項ノ株主ハ会社ノ為訴ヲ提起スルコトヲ得

株主であることは代表訴訟の原告たる当事者適格 訴訟の途中で原告株主が株式全部を譲渡して株主たる資格を失った場合には、当事者適格の喪失となり、訴えは不適法として却下される。

原告株主が死亡し、または合併によって消滅 訴訟手続は中断し、包括承継人が原告の地位を承継し、代表訴訟を受け継ぐ。（以上、注釈会社法(6)P367）

株式交換・移転の場合は？

<p>Pの株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て閲覧・謄写を求めることができる。 Pである有限会社の社員も、同様の閲覧、謄写権。</p>			
	<p>会社またはその親会社もしくは子会社に対して著しい損害を与える恐れがあるときは、閲覧等の許可をすることができない。(260条の4第4項)</p>		<p>Sが大会社である場合、Sの会計監査人の作成した監査報告書の閲覧等ができる。(監査特例法15条)</p> <p>Sが清算手続中の会社である場合(420条4項、282条3項)</p>

#### 会計帳簿の閲覧等

Pの株主でその発行済株式総数の100分の3以上に当たる株式を有するものは、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、Sの会計の帳簿または書類の閲覧または謄写を求めることができる。(293条の8第1項)

裁判所は、商法293条の7の各号に掲げる事由があると認めるときは、許可することができない。(同条2項)

- 株主の閲覧の許可申請が株主の権利の確保等に関する調査以外の目的でされ、または会社の業務の運営もしくは株主の共同の利益を害する目的でされた場合
- 会社の業務と競合する業務を行う者等が閲覧の許可の申請をする場合
- 閲覧等により得た会社の営業上の秘密を他に売却して利益を得るために閲覧の許可を申請する場合、またはそのような前歴がある者が申請をする場合
- 会社が、決算のため会計帳簿等を手放すことができないような時期に閲覧をしたい旨の申請をする場合

有限会社であるPの社員の場合、資本の10分の1以上の出資口数が必要。(有限会社法44条の3)

#### 2 監査役の子会社調査権

Pの監査役は、その職務を行うため必要があるときは、Sに対して、営業の報告を求め、またはSの業務及び財産の状況を調査することができる。(274条1項)

Pの会計監査人も同じ。(監査特例法7条3項)

Pの利益はSの営業活動に影響を受ける 通常必要性が認められる。

Pの監査役/会計監査人によるSの調査 監査報告書にその方法と結果を各別に記載。(281条の3第2項11号)(商法特例法13条2項)



### 3 検査役の子会社調査権

会社の発行済株式の総数の100分の3以上に当たる株式を有する株主は、その会社の業務の執行に関し不正の行為等があることを疑うべき事由があるときは、裁判所に対して、業務および財産の状況の調査のための検査役を選任を請求でき(294条1項)

検査役は、その職務を行うため必要があるときは、Sの業務および財産の状況を調査することができる。(294条2項)

### その他

Sの株式を取得する権利を有する者が存在する場合。

#### 1 ワラント、転換社債

~

Sの株式が発行される。

コール・オプション(期限前償還条項)が付されている場合には、それを行使。

コール・オプションが付されていない場合、どうしても消したければ、プレミアムを付しての買戻し。

#### 2 スtock・オプション

自己株方式でのStock・オプション

その株式についてもPの株式が割当てられる。

- ・ 個別の合意をとって新しいアレンジをする。(ex. SのStock・オプションをなくし、Pの株式についてのStock・オプションを与える。)
- ・ その度にSの新株を発し、再度株式交換をするか買取る。